

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十七号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第十五条第四項」の下に「(法第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十九の二第三項及び第七十二条の三十九の四第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十一条の三中「法第七十二条の三十八の二第十二項で」を「法第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項及び第七十二条の三十九の四第四項において」に改める。

第十一条の七第一項中「法第七十二条の三十八の二第二項本文(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「法第五十五条の二第二項本文、第五十五条の四第二項本文、第七十二条の三十八の二第二項本文(同条第七項において準用する場合を含む。)、第七十二条の三十九の二第二項本文若しくは第七十二条の三十九の四第二項本文」に、「施行令第三十二条の三、第三十九条の十二」を「施行令第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の三、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二」に改め、同条第二項中「若しくは第七十二条の三十八の二第二項本文(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「、第五十五条の二第二項本文、第五十五条の四第二項本文、第七十二条の三十八の二第二項本文(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「、第五十五条の二第二項本文、第五十五条の四第二項本文、第七十二条の三十九の二第二項本文若しくは第七十二条の三十九の四第二項本文」に改める。

第二十七条の二第一号中「第五十六条第七項」を「第五十六条第六項」に改め、同条第二号中「第五十六条第十項」を「第五十六条第九項」に改める。

第二十九条中「第五十六条第八項」を「第五十六条第七項」に、「第五十六条第九項」を「第五十六条第八項」に改める。

別記様式様四十八号の二「第56条第7項」や「第56条第6項」
 別記様式様四十八号の二「第73条の2第7項」や「第73条の2第6項」
 別記様式様四十八号の二「第73条の2第8項」や「第73条の2第7項」

別記様式様四十八号の四

注3 住宅用土地の取得を申告する者以外の者が住宅を新築(取得)した場合は記入してください。

新築住宅の内容	住所	住宅を新築(取得)した者(氏名称名)		新築年月日	取得年月日	積
		氏	名			
				平成 年 月 日	平成 年 月 日	日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日	日
						m ²

や

注3 住宅用土地の取得を申告する者以外の者が住宅を新築(取得)した場合は記入してください。

既存住宅	新築年月日	年	月	日

新築住宅の内容	住宅を新築(取得)した者(氏名称名)	住所	新築年月日		取得年月日		積	
			年	月	年	月		
			平成	年	月	日	日	
			平成	年	月	日	日	
								m ²

「差支えありません。」や「差支えありません。また、住宅用土地の減額(還付)に関する申告(申請)の場合は直接地域事務所長(税務局又は税務局支局)へ提出してください。」
 「平成20年3月31日」や「平成22年3月31日」

土地改良区又は独立行政法人緑資源機構が換地を譲渡した年月日

土地改良区が換地を譲渡

した年月日

土地改良区又は独立行政法人緑資源機構が換地を譲渡した者

土地改良区が換地を譲渡した者

改める。

別記様式第四十八号の十八の(注)2中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

別記様式第四十八号の二十九中

「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構が換地を譲渡しようとする年月日」を「土地改良区が換地を譲渡しようとする年月日」

「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構が換地を譲渡しようとする年月日」を「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構が換地を譲渡しようとする年月日」

土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に改める。
別記様式銀五十一号中「第73条の2第7項」を「第73条の2第6項」に改める。
別記様式銀五十一号の十三中

「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構が換地を譲渡した年月日」を「土地改良区が換地を譲渡した年月日」

議渡した年月日」を「議渡した年月日」

別記様式第八十五号の三十五中

申告額	税率区分	
	広島県税条例第165条第1項第1・2・3・4・5号該当	
広島県税条例第165条第2項第1・2号該当		
納付(決定)額		
		円
		円

を

税 率 区 分	
甲 台 額	広島県条例第165条第1項第1・2・3・4・5号該当
	広島県条例第165条第2項第1・2号該当
	広島県条例附則第19条第1・2号該当

納 付 (決 定) 額	額
円	
円	
円	

に改

める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「(以下「法人等」という。)」を削る。

第十五条第一項中「第十五条の四第一項」の下に、「法第五十五条の二第二項本文、法第五十五条の四第一項本文」を、「第七十二条の三十八の二第二項若しくは第六項」の下に、「法第七十二条の三十九の二第二項本文、法第七十二条の三十九の四第一項本文」を加え、同条第二項中「第十五条第一項若しくは第二項」の下に、「法第五十五条の二第一項本文、法第五十五条の四第一項本文」を、「第七十二条の三十八の二第二項若しくは第三項」の下に、「法第七十二条の三十九の二第二項本文、法第七十二条の三十九の四第一項本文」を加える。

第十九条第一項中「第十六条第一項」の下に、「第五十五条の二第二項本文、第五十五条の四第二項本文」を、「同条第七項において準用する場合を含む。」の下に、「第七十二条の三十九の二第二項本文、第七十二条の三十九の四第二項本文」を加え、「法第七十二条の三十八の二第二項、第七十四条の十一第二項」を「法第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十四条の十一第二項」に改める。

別記様式第四十二号の十中「不動産取得税再調査決定決議書(土地改良区等の換地の取得分)」を「不動産取得税再調査決定決議書(土地改良区の換地の取得分)」と

土地改良区又は独立行政法人
緑資源機構が換地を譲渡した
年 月 日

土地改良区が換地を譲渡した
年 月 日

改める。

別記様式第七十二号を次のように改める。

決裁者		起 案 年 月 日	調定年月日	徴収簿作成年月日	証紙消印年月日
		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

年 度	区 分

狩猟税納付・決定決議書兼証紙文書整理簿

番 号	納 税 者		狩 猟 税		証 紙 の ち ょ う 付 額			
	住 所	氏 名	納 付 (決 定) 額	該 当 条 項 及 び 号	決 定 の 理 由			
			円	第 165 条 1 項 1 号該当	円	円	円	合 計
				" 1 項 2 号該当	枚	枚	枚	円
				" 1 項 3 号該当				
				" 1 項 4 号該当				
				" 1 項 5 号該当				
				" 2 項 1 号該当				
				" 2 項 2 号該当				
				附則第 19 条 1 号該当				
			" 2 号該当					
			円	第 165 条 1 項 1 号該当	円	円	円	合 計
				" 1 項 2 号該当	枚	枚	枚	円
				" 1 項 3 号該当				
				" 1 項 4 号該当				
				" 1 項 5 号該当				
				" 2 項 1 号該当				
				" 2 項 2 号該当				
				附則第 19 条 1 号該当				
			" 2 号該当					
			円	第 165 条 1 項 1 号該当	円	円	円	合 計
				" 1 項 2 号該当	枚	枚	枚	円
				" 1 項 3 号該当				
				" 1 項 4 号該当				
				" 1 項 5 号該当				
				" 2 項 1 号該当				
				" 2 項 2 号該当				
				附則第 19 条 1 号該当				
			" 2 号該当					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成二十年四月三十日から施行し、第一条の規定による改正後の広島県税規則（次項において「新規則」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の広島県税事務取扱規則（次項において「新事務取扱規則」という。）の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正前の広島県税規則別記様式第四十八号の一の二、別記様式第四十八号の二、別記様式第四十八号の四、別記様式第四十八号の十六、別記様式第四十八号の十八、別記様式第四十八号の二十九、別記様式第五十一号、別記様式第五十一号の十三及び別記様式第八十五号の三十五並びに第二条の規定による改正前の広島県税事務取扱規則別記様式第四十二号の十及び別記様式第七十二号により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、新規則別記様式第四十八号の一の二、別記様式第四十八号の二、別記様式第四十八号の四、別記様式第四十八号の十六、別記様式第四十八号の十八、別記様式第四十八号の二十九、別記様式第五十一号、別記様式第五十一号の十三及び別記様式第八十五号の三十五並びに新事務取扱規則別記様式第四十二号の十及び別記様式第七十二号により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。